

様式第 2 号（第 5 条関係）

久喜市液状化対策事業の説明会会議録（10 丁目）

開催日：平成 26 年 6 月 15 日（日）15 時～

開催場所：栗橋総合支所

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
住民 A	<p>ただいまの説明の中で同意が得られた地区について詳細な設計を行いますということでありましたけれども、ここでいう地区というのはどういうことですか。合わせて質問させていただきますが、この対象のピンクの地域全員について、全域を対象にしますということではなく、その中に地区という概念があるのですか。この 2 点についてお願いします。</p>
事務局（市）	<p>まず、液状化対策を市で行う予定としておりますのが、ピンク色で示しております、資料の中のピンクで示してある中の赤で囲ってあると思いますが、こちら全体を市としては液状化対策を行いたいと考えております。市としては全体で行いたいと考えています。</p>
住民 B	<p>工事費は負担しなくていいという話ですが、パイプの目詰りなどが考えられると思います。維持管理費などはどうお考えですか。それから 10 丁目の二重堀の付近について、橋の付近の沈下が非常に大きいです。今回の実験結果は 10 cm 位沈下することになっていますが、全体的に沈下したらますます大雨の日に浸水などが不安になってきます。あそこの付近は橋の付近だけ沈下してるのか、それとも全体的に沈下してるのでしょうか。橋の付近だけなら特別問題はないと思いますが、全体的に沈下してるとなると私たちの所は結構浸水するので、それで何十年何百年かに 1 回くるかもわからない震災に対しての対策と、毎年にかかるかもしれない浸水の対策のメリット、デメリットが非常に疑問です。この 2 点についてお願いします。</p>
事務局（市）	<p>まず、1 点目の維持管理費につきましては、今後埋めたパイプの目詰まりやポンプの耐久性といった問題がありますので、こちらは市のほうで維持管理をしてまいりますので、住民の皆様に対しましては何ら負担は発生せず、市のほうで目詰まりのほうも掃除をするなり圧送で掃除をしたりしながら管理をしていきたいと考えています。実際に地下水低下工法でこのような工法を先行してやられてるところもあります。今回の東日本大震災で被害を受けていた潮来市ですとかは同じような工法でやろうと考えていますし、資料にもございますが、ずいぶん前の地震においても兵庫県のほうでも地下水低下工法をやられているというのを聞いておまして、市のほうで調査をかけたところ、地下水でもきれいな水が入ってきているので今のところ維持管理している中で目詰まりなどの支障なく地下水のほうは汲み上げられて維持できているということも聞いて</p>

	<p>おります。今後維持管理については市のほうで適切に行っていきたいと考えております。もう1点目の沈下の問題ですが、南栗橋のみではなく元栗橋町や隣の鷺宮町など広域的に地盤沈下が起きております。橋につきましては、橋のような構造のものは地下深くまで杭を打ってまして絶対に下がらないような構造になっております。そういう構造をした橋の周りは広域的に沈下をしていくものですので現在のような段差ができてしまっているというのが現状です。そのような中でこの対策を行ったことによって新たな浸水ですとかそういった被害が心配だということですが、今回地下水を汲み上げて水路に流したりすることから、これまでも浸水につきましては市のほうで対応しておりますが、この地下水低下工法で液状化対策を行うことで新たな悪影響がないような形で進めたいと考えております。具体的には今後詳細な設計をしていく中でも広域的な浸水等、他地区への影響がないかどうかということも含めて検討した中で進めていきたいと考えています。</p>
住民 B	<p>先ほども聞きましたが、橋の周辺だけが沈むのですか、それとも全体的に沈下するのですか。補償するのが2年間だけということですよ。10年か15年経った時にある程度沈下しているわけで、今後も沈下していくわけですよ。その沈下と今回の水位低下工法によって生じた影響はどうみているのでしょうか。2年間だけでは難しくないでしょうか。例えば10年間で沈下しても水位低下工法とは関係ないと言い切れませんか。橋周辺の沈下だけでなく全体的に沈下しているという話なのか、橋の付近だけ沈下しているのかがよく分かりません。</p>
事務局（市）	<p>沈下につきましては橋の周辺だけ沈下しているのではなく、南栗橋も南栗橋周辺も全体的に沈下をしております。浸水の対策につきましては、これまでと同様、液状化対策工法とは別に、浸水対策については全体的な河川の改修等いろいろなものも絡みますので、そういったものも含めて全体的に今まで同様に対応していくことを考えております。</p>
住民 C	<p>先日3日間雨が降って貯水池も満タン状態でしたが、そういうときに汲み上げた水を持っていく場所はどこになるのでしょうか。もう1つ、2年間の補償期間は家屋以外の設備も塀など書いてますが、補償の範囲というのはどこまでなのでしょうか。</p>
事務局（市）	<p>1点目の地下水の増水した時の対応についてですが、図を用いながら事業者の方からご説明いただくとして、補償の関係を私のほうから説明させていただきたいと思います。補償につきましては沈下したことによって建物が傾斜してしまい、生活に支障が出た場合に補償させていただくということで、建物や塀などが傾いた場合を考えております。生活の中で、家屋などの支障を感じた場合にはその物をすべて補償させていただくという形になります。それは事前に調</p>

	<p>査をさせていただいた上で対応したいと思っております。</p>
住民 D	<p>例えば調査した後に塀を直したりとか、そういった場合はどうしたらいいのですか。液状化でフェンスとか直してないものがたくさんあるのですが、今回 8 月末までに調査してそれまでに直さずそれ以降に直した場合はどうなるのですか。</p>
事務局（市）	<p>実際に工事を行うのが平成 27 年の早くて 6 月か 7 月になると思います。その間に直された場合には、地下水を下げの前に調査をかけますので、その調査後塀を直したというのであれば、またそれを確認させていただく必要があると思います。</p>
事務局 （セントラル）	<p>それでは洪水時の対応についての説明になります。お手元の資料にはなく画面のみになってしまいますがご了承ください。対象地区の外周に囲繞堤がありますという話をさせていただいておりますが、そこに今の現況の水位がありまして、排水路というパイプを通して水位を下げます。その時の水の排出先は既存の水路に出す形で、ポンプアップして出すという考え方になっています。この間の雨のように水路の水がどんどん上がってくると、逆流などの問題が発生します。考え方としましては、水路の水が上がってきたときにはこちらから排出される水が水路のほうの流れ込まないようにフラップゲートと呼ばれる弁を設置します。これによりまして水路の水が上がってくるとポンプから上げた水が水路側のほうへ行かなくなります。逆に水路側のほうの水が入ってこないようにポンプの配管の中に逆流防止蓋というものを設けて水がこちらの地区に入り込まないような対策を行います。対策を実施している中の地下水路はどうなるのかという話になりますが、こちらに関しましては今の計画上どうしても排出先がなくなってしまうので、その期間については水位が上昇する傾向になってしまいます。その時に地震が来てしまったらどうなるのかという話につきましては、現状水位ぐらいいままでに上がってしまいますと、東日本大震災と同等の地震が来てしまった場合はやはり液状化してしまうという状況になります。これに関しましてはこの工法的な限界というような位置づけで捉えていただきたいと思います。</p>
住民 E	<p>先ほどの質問をもう一度確認したいのですが、赤い実線で囲まれた範囲を対象地域として全体的に考えるということによろしいですね。およそ 1000 件くらいの地権者がいると思いますが、その 3 分の 2 以上の賛成があった時にその地域を対象に進めるという認識でよろしいんですね。ではこの資料にある、同意が得られた地区について詳細な設計を行いますという意味はどういうことですか。地区というのは何ですか。</p>
事務局（市）	<p>地区というのは私どものほうでよく表現ができていなかったということでお詫</p>

	<p>び申し上げます。先ほどご説明した通り、市としましてはピンク色の範囲全体でやりたいと考えておりますので事業の範囲としては全体で考えております。その中で全体で3分の2をお願いしたいのですが、その状況の中で地区ごとに考えなきゃいけない場合も出てくるとは思います。</p>
住民 F	<p>その地区ってなんですか。</p>
事務局（市）	<p>それは同意を頂いた範囲で今後考え得るところでございます。</p>
住民 F	<p>例えば番地で区切るとか丁目で区切るとか、そういうことがここでいう地区というのがまことに曖昧な概念で何をとらえて地区と言っているのかわからないです。その地区について詳細な設計をするわけですよね。地区というのをどう捉えているのですか。</p>
事務局（市）	<p>全体として考えておりますけれども、その中で同意を確認していく地区というのは丁目毎に確認していきたいと考えております。番地ではなく丁目で考えています。その同意の状況によってエリアは変わってくるとは思いますけれども、そのような考えでおります。</p> <p>付け加えますが基本的には赤で囲った中、全域でやっていきたい。そういったこともありますので</p>
住民 E	<p>したいというのは希望ですか。だとしたら地区ごとにと説明はいららないのではないですか。</p>
事務局（市）	<p>先ほど説明させていただきましたけれども今回予定しているアンケートにつきましては区長さんのご協力を頂きながら進めていきたいと思っております。丁目毎に確認をとらせていただいて、その集計で全体の3分の2を越えるのか越えないのか判断をしたいと考えているので、地区ごとといった表現がでているケースがございますのでご理解いただきたいと思います。</p>
住民 H	<p>ここに書いてあるように、対策範囲は3000㎡以上10戸以上の家屋、それが対象ですよね。この中で3分の2以上の同意があれば行うということですよね。私の所は10丁目6の5の街区で、南側12件、北側11件、計24件あるわけですよ。この24件の中で3分の2以上の同意が得られればこの地区で行うと。3000㎡以上10戸以上の家屋がある事、これが1つの国の今回の採択要件ですよ。この辺をはっきり言わないから今のような曖昧な、最初から南栗橋の全域を対象範囲でやるんだということを前提に走っているから話がおかしくなるんであって、あくまでもこの採択要件の中で、例えばうちの南栗橋の10丁目の6の街区、南と北合わせて24件あるわけですよね。その中で3分の2以上の賛成同意が得られれば、この地区は行うと、そういうことでいいわけでしょ。</p>
住民 I	<p>今の質問だったら丁目と違いますよね。街区というか番地ですね。どっちですか。その辺を明快にさせていただきたいとおたずねしているんです。</p>

事務局（市）	<p>事業を実施する最小の単位としては、その基準が一つの単位になろうかと思えます。ただ、市は全域でやりたいので、まず今の段階は丁目毎に確認させていただいて全域の皆様の同意状況を確認したい、そう考えております。ただ、先ほども言われた道路で囲まれた、街区単位で大半の皆様が反対だとか、そういった状況でどうにも同意が得られないという状況であれば、そこは実施できない、ということもあり得るかと思えます。ただ、市の基本的な考えは、全域で進めていきたいと、そういったスタンスでやっております。</p>
住民 J	<p>いただいた資料についていろいろ見させていただきましたが、少々分かりかねているところがあるので質問させていただきます。まずこの資料のすべての概略、骨格などを教えて下さい。概要書というのを見て今話しをされていると思いますが、この資料の下の真ん中にアルファベットで ABCD…がありますよね。B の所にある地震の規模は、東日本大震災のレベルで地盤を強化しようというところで出ていますが、昨今私がこの説明会があった時にもお伺いしているのですが、首都直下型地震の対応もできているのですか、できていないのですか。もう一つ、ご質問に対する回答書というところには「考えていない。他の地域が歪んでしまうので、同レベルにします。」という回答が出ていますが、どのみちこういう工事をするのであれば首都直下型地震のことも踏まえて工事をすべきじゃないのでしょうか。無駄なお金の出所になるのではないかというのが私の意見です。それから、概要書に戻っていただいて、先ほどから地区の問題がいろいろと出ていますが、根拠となる法律は何ですか。必ず、国家の場合、地方公共団体の場合、条例や法がありますよね。何法に基づく表現をここで使って資料のベースができていますか。それがまったく見えないんです。だから私たちは聞いていて不安になるんです。全部。それから「補償は2年です」とありますが、これは何ですか。根拠はもしかしたら行政のいろいろエラーがあった時の瑕疵責任に対する、あの法律の有効範囲が2年だから2年にしただけではないのですか。本来地盤が壊れているのであれば、物の売り買い、それから人のいろいろな細かなことを決める民法の瑕疵責任のほうで問うてやるべきじゃないのかなと個人的に思っています。民法の瑕疵責任だったら確か20年位なるかと思うのですが。以上全部で3点になりますがご回答いただきたいと思えます。</p>
事務局（市）	<p>まず1点目の首都直下型地震に対応する対策についてですが、想定する地震につきましても、これまで検討委員会というものを設置いたしまして、その中でまず、根本となる前提としてどの地震に対応する対策をすべきか、ということで設定をしたところなんです。その中でこの資料にもございますが、たしかにここでお示ししてあります通り、埼玉県の方でこの東日本大震災以外の今後地震が発生するであろうというような想定している地震を検討しております。それ</p>

	<p>が5つほどありまして、東京湾北部地震や茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西沿断層帯地震、立川断層帯地震がございます。全体にこの5つの地震を想定して埼玉県の方では被害想定を行い、先の3月に想定の結果が出されたところです。その中のご指摘の解析の結果を見ていただきますと、茨城県南部地震では、南栗橋地区は6弱の地震も想定されています。地震の大きさ規模に対しましてもかなり大きな形で想定が出ております。なぜ大きな地震に対応するような対策をしないのかということでございますが、この質問に対する答えにも書いてあります通り、東日本大震災以外の大きな地震が来た場合には南栗橋地区のみならず、久喜市全域もしくは久喜市だけではなくほかの地域にも大きな液状化被害が起きるといような想定がされています。資料のBのページの右下のほうに埼玉県の地図が書いてありまして、色が塗られているところがあると思いますが、このように南栗橋以外にも久喜市や隣の加須市、幸手市ですとかかなりの広範囲において液状化の可能性が高いといような結果が出ています。このような中で南栗橋地区だけどんな地震にも耐え得るような強い地盤にしようということも1つの考え方にあると思います。しかし、この南栗橋地区だけ強固な地盤にしてしまうと、ここで説明している通り、下水道や水道などいろいろなものが他地区につながっているため、南栗橋だけ強くなっても液状化の被害はたしかに起きないかもしれませんが、ほかの地区が液状化など、地震の被害が起きてしまった場合にそのライフラインが断たれてしまうなどの被害が起きることが想定されます。そのようなことから市としてはこの南栗橋地区の地盤を、ほかの地区では今回液状化被害が起きていなかったため、そのほかの地区と同レベルの地盤の強さに引き上げましょうという考え方のもとでやっております。ほかの地震につきましてもこの地下水低下工法やったことである程度、効果があるということも確認しております。しかし、すべて対応できるものではございませんので、そういった考え方で南栗橋地区についてはそこだけをどんな地震にも耐えうるような地盤にするという形で設定をしたものではないということをご理解いただきたいと思います。</p>
住民 J	ある程度とはどのくらいですか。南栗橋の地域で震度いくつだったら同じだということですか。震度で教えて下さい。素人にわかるように。
事務局（市）	東日本大震災ではこの南栗橋地区は5強の地震が観測されておりますのでその地震規模と同規模の地震が起きた場合には効果があるという風に考えています。
住民 J	では、6弱に関しては全く考えていないということですか。震度5強と震度6弱は紙一重じゃないですか。
事務局（市）	どこのラインで対策をするかということは考えなければならないと思っております。全体的にどんな6弱でも6強でも7弱でも、どんな地震にも耐えるよう

	<p>な地盤をすることがいいのかどうなのかということを経済的に考えて決定したものでございます。この辺は先ほどから何回も繰り返になりますけども、この南栗橋地区だけどんな地震にも耐えるような地盤をすることによっていろいろな弊害が出てきてしまいます。そのようなことから他地区とのバランスも考えつつ、対策の範囲、規模というものを考えた結果でございます。</p> <p>2 点目につきましては、何法に基づくのかということですが、東日本大震災復興特別区域法というものがあります。この法律は、被害を受けた方たちが復興するためにどのような事業ができるかというようなことを、いろいろなメニューを、国のほうは補助金として考えております。南栗橋地区で液状化被害が起きましたので、その区域法に基づき被災地というような指定を、久喜市全域が受けております。被災地に認定されたことからこの特別区域法による、その中でも細かく、復興交付金というものを活用いたしましてこの事業を進めているところでございます。</p>
住民 J	その法の名前に基づいてこの資料では法律の言葉を使って作っていますか。
事務局（市）	復興交付金という制度がございまして、その制度の制度概要、制度の条例がございまして。その中で、このような採択要件ですとか、そういったものが明記されていますので、その内容を明記しております。
住民 J	その法律に基づいて、その法律で使っている言葉が用語様式で言っているのですか。それをベースにこの資料が作られているのですか。条例は関係ないですよ。条例は地方公共団体が決めるものですよね。
事務局（市）	ベースに作っております。国の示している法律に基づいてその採択要件や条件が示されていますので、その考え方に基づき資料を作成しております。そのものの言葉の表現ではございませんが、捉えやすくするような工夫で表現を変えておりますが、基本的な考え方についてはそちらの内容から基づいたものでございます。
住民 J	先ほどから地区という言葉がいろいろと出ておりますが、地区というのはその法に載っている言葉ではないのですね。
事務局（市）	<p>地区という言葉は法律からきている言葉ではございません。</p> <p>最後に補償期間についてですが、補償期間につきましては、その影響がどれだけ出るのかということを経済的にいろいろ検討してまいりました。補償期間につきましても様々な検討をしてまいりました。その中で、2 年というものにつきましては、質問の回答にもありますけれども、30 年間で 7.8 cm の沈下が発生するという予測をしています。この 7.8 cm というのは 30 年間で最終的に発生するものでございますが、この実験上で観測したのから解析を進めたところ、この沈下につきましては 2 年間で 96% の沈下が発生するであろうというような解析の結果</p>

	<p>になりました。これは2年間で96%という7.5 cm程度の沈下が発生するのではないかと考えておりました、この間に地下水位を低下させたことにより7.8 cm沈下するわけですので、地下水を低下させたことによって皆様にどのような影響があるのかということをつめる中では、この96%の沈下が発生する2年間で多くの被害が出てくるだろうということを考えております。このようなことで2年として考えておりますが、この補償の期間につきましては、実験の解析結果で、沈下をさせたことによって家屋に傾きがあるということはない、というようなことを基本的に実験結果から考えておりますが、皆様ご心配だと思いますので、万が一、住宅に傾きが生じるようなことがありましたら、この2年間のうちにおおむね被害が出てくるだろうというような予測を立てています。この補償期間については様々な意見があると思いますが、この2年間で越してしまいますと、なかなか地下水低下工法によって出た影響なのか、その間に起こった地震によって傾きが発生してしまったのかという原因の特定が難しくなってくるということを考えておりますので、この2年間という期間を設定したところでございます。</p>
住民 J	<p>家屋は固定資産じゃないですか。土地と建物は合わせて一緒ですよ。家屋だけの問題ではないですよ。私が2年間では難しすぎるといったのはなぜかというと東日本大震災で最初にこの問題が起こった時に、いろいろ旧栗橋町が合併されて市になりましたから、当時でどうやったら地盤が歪んだ問題を補償してくれるのかといった時に行政の対応できる、要は造成者が、地方公共団体だったということもあって、その訴求の義務でできるのが2年という特殊な法律がありますよね。それがベースになって2年になったのではないかとことを聞いているんですよ。それともそれとは全く関係なしに独自で見積もって2年にしましたという意味なのかがちっとも分からないです。何かもめごとおこると必ず、殿下の宝刀である地方公共団体がいろいろ行った事業で、行ったものについての瑕疵の補償が2年ですよ、それ以上過ぎたら民法のややこしい法律に従って20年も瑕疵がどうのこうのという話になりますよね。現に、裁判沙汰にもなっているんで、この液状化問題が。だからそのことも踏まえてどうなんですかということを知ったんですよ。</p>
事務局 (市)	<p>別の地方公共団体が施工したことによって2年を設定したというわけではなく、先ほどご説明したこの実験の結果や解析の結果などから、この地下水低下工法によって純粋にみなさまの宅地や家屋に影響が出るのがおおむね2年間のうちにでるのではないかとこの予測を立てて、計算結果からそのように設定をしたところでございます。</p>
住民 J	<p>それは議会も承知してはいますか。</p>



事務局（市）	この補償制度につきましてはこれから制度化していきますので具体的にその制度について細かく議会の承認は得ておりませんが、この補償の考え方につきましては議会のほうに報告はさせていただいた上で皆様に今回説明会をさせていただいております。
住民 J	補償は条例で対応するということですね。
事務局（市）	補償につきましては具体的に交付金事業ではこの対策後の補償というのは見ていただけないというものでございます。ですので、今後この補償につきましては制度が条例にするのかというのはいまだ明確な答えは決まっておりませんが、市の制度として考えていくことになると思います。
住民 K	この排水溝をやるかどうかについては意見がわかれると思います。同じ液状化する地域ということであっても、全然被害のなかったところもありますし、被害のあったところもありますよね。そもそも地震が、私たちが生きている間に来るのかどうか、また、流動化しても人命が損なわれることはないわけですよね。洪水とかの被害にもならないということで、非常に判断に迷うというのがほとんどの方だと思いますが、他県の事例というのは今まで、東日本大震災で結構出ていますよね。こういう排水工法をやろうと、協議しているところもあると思いますが、そのあたりの情報などはどうなっていますか。やめたところもありますし、やるかもしれないということもありますし、生の声というのは、そのあたりの事例はどうなっているのですか。それと先程ですね、維持管理で市のほうが、負担しますので所有者に発生しません、全域でやるわけですよね。予算からとるわけですよね。その辺の認識がちょっと違うと思いますけれども。
事務局（市）	まず、維持管理費用につきましては私の発言で、市で負担しますので皆さんには負担はないというようなことで皆さんの市のお金というのは皆様から頂いた税金で行うということで誤解を与えましたので、お詫びいたします。他市の事例につきましては、東日本大震災によって広範囲に液状化被害がありまして、茨城県潮来市、神栖市というのが同じような液状化被害を受けておりまして、そこでは同じ地下水低下工法で対応しております。潮来市につきましてはすでに地権者の方の約 95%から同意を頂いておりまして、具体的に工事を進めております。神栖市につきましても 90%以上の同意を頂いたと聞いておりまして、こちらは国のほうに申請をしております、工事を進めていくということを考えているようでございます。同じ工法でいけば、その二つの自治体が先行してやられていることを確認しております。
住民 K	この間、新聞で横浜のどこかでも同じようなことがあって、3分の2の賛成が得られなく、施工しなかったと、そういうやらなかったところの意見というの

	はどうなんでしょうか。やるんだというそういう先行意識でいらっしゃるの。
事務局（市）	この工法について、ほかにも千葉市や我孫子市、横浜のほうも検討を進めているところもあります。これから同意に向かっていくような自治体も聞いています。同意を得られなかった場合についてはどのような問題点があつて同意に至らなかったとか、そういったような情報は自治体間で、共有しながらやっていくようにしたいと思います。
住民 L	いくつか細かい点で質問させていただきたいと思います。この工事に関する住民負担の所で、「負担がなくなる減免制度を創設いたします」と書いてありますが、減免ということはある程度お金を出さなければいけないという表現なのか、そうではなく、工事費については市が全部持つということなのかを確認させていただきたいです。もう一つ、先ほど坂巻さんが「2年間で3/1000を越える傾きが生じたときには補償になります」とおっしゃっていましたが、具体的にどのような補償をするのでしょうか。全部取っ払って全部建て直すことまで考えているのか、あるいは金額的にいくら補償するのか、そういう具体的な内容というのは詰められていらっしゃるのでしょうか。以上2点お願いします。
事務局（市）	まず1点目の減免制度についてですが、この交付金事業では、所有者の皆様のお宅地の部分については所有者の皆様からご負担を頂きなさい、というような基本的な制度の考え方がございますが、市といたしましては、本来いたこうと考えていたものを頂かないようにする、そのような減免の制度を考えたいと思いますので一時的に負担が発生するようなことはございません。負担を頂かなくていいような制度を作ります、ということをご理解いただきたいと思います。
住民 L	一切私たちはお金を出さなくていい、ということですね。
事務局（市）	一時的にも負担は発生しないということで、ご理解いただければと思います。もう1点目の補償についてですが、補償の具体的な内容は一定の傾きの基準を設けていますけれども、その一定の傾きを越えた場合については、傾いてしまった家屋を元に戻す費用を金銭的に補償させていただくというようなことを考えております。
住民 L	金銭的に補償していただく、ということですよ。業者さんに私たちが頼んで、元に戻すのに500万とか1000万かかります、と言ったらそれを負担していただくということでしょうか。
事務局（市）	公共事業の補償の考え方につきましては、補償を算出するにあたっていろいろな基準を持っております。例えば土木、道路工事といったものそうですが、市が工事をしたことによって家屋が傾いてしまうということも考えられますね。そういった補償の金額については、補償の算定の基準がございまして、その基準に基づいて、建物を直した時に発生する金額、それを市のほうで算出したお

	金をお示ししてそれで契約を結んでお支払いをする、というような形になります。
住民 L	簡単に言うと、市のかたに業者を選定していただいて、そのお金を負担していただく、というやり方ですか。
事務局（市）	そういうことではなく、市のほうで傾きを直すためにどのくらいのお金がかかるのかということ算出いたしましたして、
住民 L	当然それは業者さんに頼んで市が見積もりを取るわけじゃないですか。
事務局（市）	その見積もりではなく、通常公共工事の補償というものは、補償する金額が決まっておりますので、その内容に基づいて金額を算出するわけでございます。
住民 L	ということは全額出してもらえない可能性もあります、ということですか。
事務局（市）	建物を直すために、必要なお金はこちらが出します。ただ、私どもでお示した金額以上の方法で、例えば杭を新たに打つなどといった工法があった場合には、実際のお金と見合わない場合もありますが、基本的には建物を直すお金をこちらが算出して、金銭的に支払いしたいと考えています。
住民 M	スケジュールについてですが、先ほどご説明がありましたが、資料と食い違っているところがあるような気がしましたので、2点確認したいのですが、この資料にはありませんが、同意書の取得は年内ということではなかったですか。そういうご説明があったと思いますが、資料にはないようですので。それと、意向を確認する、これも資料には書いてありませんけれども、先ほどアンケートというようなお話がありましたが、アンケートを実施してそのうえで12月くらいに同意書の取得という二段構えでやるということでしょうか。それからもう一つ、資料には9月頃までと書いてありますが、さっき8月というお話がありましたが、意向確認、調査はどちらですか。
事務局（市）	意向調査の関係につきましては、スケジュールで申しますと、今の段階が赤字で書いてあります「事業実施の判断」になりまして、8月末ころまでに意向の確認をさせていただきたいとご説明をさしあげましたが、この8月末9月の頭まで、赤矢印の所のこの段階でアンケート調査などによりまして、意向の確認をさせていただきたいと考えております。意向の確認後、事業の実施に向けて同意の見込みが立ったところについては皆様に正式な同意書を頂きたいと考えておりまして、このスケジュールにつきましては正式な同意書というのは記載しておりませんが、まずはこの赤い矢印の事業実施の判断ということで、まずはここで確認させていただきたい、と考えております。
住民 N	赤い矢印は来年の9月ですよ。
事務局（市）	申し訳ございません。赤い矢印は、真ん中にある、9月のところで切れている

	ものを示しています。
住民 O	3/1000 の傾きの補償の件ですが、先ほどのお答えでは理解できませんでした。要は、市のほうで純額を算定してその金額までは出しますよと、そういう話なのでしょうか。例えば、私の家はこの前の地震で一回上げていますので、そうなってくると、先ほども話にありましたが、新築して、新たに更地の上というような補償までは入らないように捉えられたのですが、要は傾きを現状維持するまでの費用は出しますよという基本的な考え方なのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。それと、地下水位の話になりますが、下げて雨が降った後云々という話があったかと思えますけれども、下げた後そんな簡単に雨が降ったぐらいで地下水位は、排出はできないというのはわかりますが、上がるものなのでしょうか。以上、2点お願いします。
事務局（市）	1 点目の補償につきましては、傾いた家屋を、更地にして新しい住宅を建て直すための費用ではなく、傾いた建物をもとの傾きの無いような状態に戻すための費用と考えていただければと思います。
事務局 （セントラル）	実際雨が降った時に、どれだけ、降ってすぐに水が回復してしまうのかどうかという点につきましては、今、前に映し出せる資料としてはありませんが、実際に実証実験をやっている中で排水溝工法というものを現地に作って行っております。その際計測していく中で、その中でも台風が来たりした時期がございまして、そういったときには、本来下げるべき水位というものがありませんでしたが、そこから水位上昇がみられてしまっています。それはすぐという時間的なものが1日2日という単位でいうのであれば1日2日の単位の中で検討してしまう、となってしまう。ですので、どうしても雨が今決めている水位よりも多く降ってしまっているということになってしまうと水位としては戻ってしまうと考えていただいたほうが、認識としては誤りがないと感じております。
住民 P	まず地区の問題ですが、例えば各丁目で賛同をとった場合ある街区によっては3分の2があるところもあるしないところも出てくると。その場合、街区で小さな単位で区域を変更するということはある得ますか。それから 3/1000 という話ですが、回答で 5/1000 を越えたら傾きを感じると書いてありますが、ただ、測ったところ、やる前に 3/1000 の傾きがある家があった場合、南栗橋の地区の家は何らかの傾きはあると思います、沈下が結構ありますので。その時に 3/1000 がありましたと、そのあと 2.5/1000 傾きましたと。5.5/1000 でえらく傾きを感じて住んでいられない、と言った場合、2.5/1000 だから補償はしません、という話なのかがよく分からないので、この2点をおねがいします。
事務局（市）	1 点目の区域の考え方でございますが、先ほどもご質問頂いた中で、全体でまずはやっていきたいと考えています。その中で、そのような同意の状況もある

	<p>かと思えます。その番地ごとに同意の状況が異なってくるということもあると思えます。そういった状況の中で、改めて対策、市としては最後まで全体で対策をお願いしたいと考えていますけれども、どうしてもこの番地は同意することはできないということになった場合については、その対策のエリアについては国と協議しながらどのような形でできるのか、市としてもこのピンクのエリアを最大限やりたいという風に考えていますので、その同意の状況をみながら、皆さんとお示ししながら考えていくことになると思えます。2点目の傾きの補償についてですが、現時点で様々なお宅があると思えます。3/1000以上そもそも傾いてしまっているとか、そういった状況もあるかと思えます。この考え方といたしましては、まず、地下水の低下をさせる前に、皆様のお宅を1軒1軒調査させていただきますので、その調査をした結果から、それ以降に3/1000傾いてしまった場合は補償させていただきたいと考えています。あくまで、地下水低下工法を行ったことによって3/1000傾いてしまった、ということについて補償させていただきたいと思えます。現時点から換算して3/1000以上越えてしまった、5/1000になってしまったとかではなく、今調査した段階をゼロと考えてそこから3/1000の傾きを感じてしまった場合については補償というような形で考えています。</p>
住民 P	<p>そうしますと、今までは住んでいられたけれど、低下工法をやったことによって3/1000未満で傾いてしまい、とてもじゃないがこの傾きでは住めないとなった場合、自分で全部直さなきゃいけないのかというのは、それもどうなのでしょう。この賛同3分の2というのはかなりハードルが高いのではと思えますが、そういった補償をある程度厚くしていかないと、将来的な不安、補償範囲に入らないけれど住めないから出ていかなければいけなくなったというそういうのも補償の対象にするとかなんか考えていく必要があるのではと思えます。それからさっきの質問の追加ですけれども、2年間というのは実験結果で得られたものですよね。実験というのは今回液化化している場所が特定の地域で固まってありますが、してないところもあるわけですよね。そうすると地域によって全部違うわけですよね。実験した場所と自分の住んでいる場所が全部同じかということそれも一概には言えないわけですよ。そうすると2年で区切るというものどうかと思えます。ただし、未来永劫というと負担も大変なので、その辺も例えば期間を設けてもらうとかそういうのも考えていただけるという考えは全くないのでしょうか。</p>
事務局（市）	<p>まず、2年間という補償期間につきまして、傾きに対してその地区をずっと補償し続けるということはなかなか難しいのではないかと考えています。その中である一つの参考値として、地下水低下工法の実験の結果、2年間という解析結果を得られたことからそのように考えております。ほかの地区と</p>

	<p>実際に違うのではないかということで、地盤の状況というのはそれぞれ違うとは思いますが。検討委員会のなかでもっと不利側の形で、実際に実験場とは違う場所で地下水を抜いたときに不利側の条件で傾きなどが生じないのか、というようなことで追加の計算をして下さいというふうに先生も言われておまして、そのような計算の結果からも、新たな傾きというものは起きにくいだろう、基準となる 3/1000 以下に収まるという結果も得ております。またその沈下の速度についても、同じ他の地区で計算しても速度については同じく、進行のスピードも変わらずということも確認しておりますので、一つの考え方の根拠として、2年間ということを設定させていただいております。</p>
住民 Q	<p>住めなくなったとなっても補償の対象には全くならないという形なのですがけれども、今の傾きだと住んでいただけますよと、低下工法によって 3/1000 の未満の傾きによって住めなくなったと、このような形が出てくる可能性は多々あると思います。皆さんが今住んでいる中で、全く傾きがない家というのはほとんどないと思っています。そういうところでそういうのが発生しないということはありませんか。それが 3/1000 にいかないから、住めなくなってもそれはしょうがないでしょ、というような形になってしまうのか、傾きを感じる人は傾いていることについていうと、めまいがしたりするわけですから住んでいただけないわけですね。そうすると直す必要があります。低下工法やらなければ 3/1000 以内で住んでいられたのが住めなくなってしまったという人は、全く補償の対象にならないのか、そこのところは市としては知らないという話なのかを教えてください。</p>
事務局（市）	<p>何かを決める上では、基準を設けなければいけないとは思っておりまして、お示ししてあるものが 3/1000 でございます。ただ、先行している潮来市などが同じ基準でやっております、そのあたりも参考にしながら、今後の対応を検討させていただきたいと、今の段階ではそういったお答えになってしまいます。</p>
住民 R	<p>2年というのは妥当なのですか。潮来市では2年にしているのですか。ほかの都市でも2年で区切っているのですか。</p>
事務局（市）	<p>潮来市には直接行ってお話を伺ったこともございまして、やはり補償の期間は2年ということでご理解を頂いていると伺っております。</p>
住民 S	<p>先ほどから出ている補償の件ですが、補償の範囲をもう一度確認させていただきたいのですが、補償についてのご回答の中で 3/1000 以上傾いたものを戻すということについて費用を負担させていただきますというご回答が再三ありますが、最初のほうに触れられた言葉の中では、家屋の仕様について支障がないようにする、ことについて補償しますという言葉が使われましたが、傾きを戻すということで先ほどから 3,4 回聞いておりますが、回答書の「下水道の配水管が壊れた補償をしてもらえるのか」というところには、「家屋の仕様に支障と</p>

	<p>なる場合には補償します」と書いてありますよね。質問が長くなりますが、範囲ということで一つの例でわかりやすくお聞きしますが、傾いたことによって壁に亀裂が入ったりクラックが入ったり、一部損壊的なことが起きたりという時の家屋の部材などを修復する費用、家屋そのものの傾きプラス修復費用なども、例えばクラックが入って何かが割れて壁が壊れて雨風が入ることになりますと、ここでいう家屋の仕様に支障をきたす場合に相当するかと思います。この辺の支障という部分についても傾きによる補償の範囲に入るのかということをお答えいただきたいと思います。</p>
事務局（市）	<p>補償の範囲につきまして、簡単な表現でご説明してしまったため、いろいろと誤解を与えてしまったかと思えます。下水道の取り付けがずれてしまうようになりますと、家屋の仕様に影響が及ぼし、通常の生活に支障をきたすことになると思えます。具体的にはこの辺も補償の対象になると考えています。もう一つ、クロスや建物自体が構造的にだめになってしまうような影響になった場合、その辺につきましても通常の公共工事と同じような考え方で、そういった影響があった場合については工事で補償していく形になると思えます。</p>
住民 T	<p>先程のご説明の中で地権者の同意を得るための作業の中で区長の協力をというご説明があったように思ったのですが、どういう協力をするのでしょうか。これはあくまでも行政と地権者個々の問題ではないかというふうに考えるのですが、例えばどこそこのお宅は賛成していない、あるいはどこそこの方がアンケートに答えてくれない、という情報はわたくし自身区長代理をしているのですが、そういう情報は来るのですか。</p>
事務局（市）	<p>同意の内容につきましては、その個々の所有者の方の意志でございますので、直接、区長さん方に同意をしてくださいなどをお願いをするつもりはございません。また、同意した状況を区長さんにアンケートの形式など全て開示するというようなことも考えておりませんが、先程お話しさせていただいたのは、アンケート調査をさせていただく時に、前回は郵送で行ったものですから、回収率がどうしても低かったもので、区長さんなどの協力をいただきながら、回収のお手伝いをさせていただくことが可能かどうかということで、協力をお願いできないかということで考えています。ですので、アンケートの回答の方式につきましても、内容がわからないようなかたちで封書でお渡しいただくとか、そういったかたちで自分の意志についてはなるべく行政と所有者の方とのやりとりということで考えさせていただきたいというふうに考えております。</p>
事務局（市）	<p>他にないようでしたら、このへんで質疑応答のほうは終了とさせていただきたいと思えます。今日はたくさんご意見をいただきました。皆様のご心配の数だけ質問が出てきたのかなと、皆さんが心配されている部分が良く理解出来たところでございます。また、わからない点など、お隣同士や同じ道路に面して</p>

いる皆さんなどご意見などを交わしていただき、同じようなご意見がまとまるようであれば、冒頭のご説明の中で申し上げましたけれども、勉強会といった会合を地域で持ちたいというご意向を伝えていただければ、わたくしども出向いて、またこういったかたちでやりとりをしながら皆さんのお考えを同意に向かう方向でお考えいただければと思っておりますので、そういった機会を利用していただき、液状化対策へのお考えを深めていただければと思っております。どうかよろしく願いいたします。それでは、本日の説明会につきましてはこれで終了とさせていただきます。また、今後の進め方については別途ご案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。